

案内板等

基本的な考え方

- 案内、誘導表示については、設置場所・高さ・文字の大きさ・形状、分かりやすさなど十分に配慮する。
- 車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者が緊急時の避難から取り残されないように音声及び振動等による緊急情報伝達装置などを適切に設ける。
- 緊急情報伝達装置等を設けることが建物の構造や形状により不都合と思われる場合は、常時勤務者等による人的な避難誘導措置を講じる。

13

	●整備基準	○望ましい基準	解説
(1)案内板等の構造	建築物又はその敷地に、円滑な利用に配慮した設備を表示した案内板又は表示板を設けること。		・突出型の室名札を設ける場合は、下端210cm以上を標準とする。 ・案内板は、車いす使用者にも分かりやすい位置に設ける。
(一)位置等	位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。	・案内板は、利用円滑化経路内に適切かつ連続的に設ける。	
(二)文字の大きさ等	文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。		・P40 サイン計画参照 ・案内板等の表示は、大きめの文字や図記号を用いるなど、分かりやすいものとし、明度差及び照明に配慮する。
(三)視覚障害者への配慮	必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。		
(2)主要な案内板	建築物又はその敷地には、当該建築物又は敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備(以下「主要な案内板」という。)を設けること。ただし、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。		
(3)表示板	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した昇降機、便所又は駐車場等の付近には、それぞれ、当該昇降機、便所又は駐車場等があることを表示する表示板を設けること。		
(4)聴覚障害者への配慮	案内、呼出し等の窓口を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。	・利用者のために、施設の案内、呼び出し、注意喚起、緊急避難その他の施設の利用に係る情報を音声によって放送等する場合には、併せて文字表示による情報提供を行う。 ・利用者のための案内所、受付等に案内等を行う者を常時配置する場合には、手話通訳者を配置し、かつ、筆談等が可能な機器を設ける。	
(5)誘導設備	消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な建築物(自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なものに限る。)については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとすること。	・車いす使用者等の一時避難の場所を、階段の踊場、階段に隣接したバルコニー等に設ける。 ・非常階段を除き、一時避難場所等への避難経路には階段又は段を設けない。	

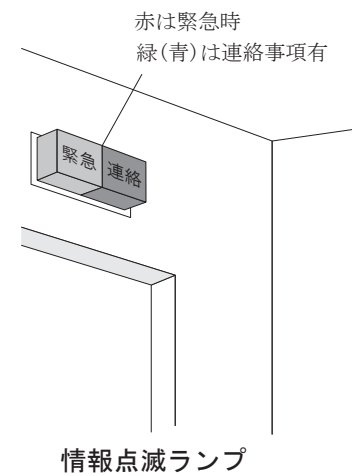


駐車場案内

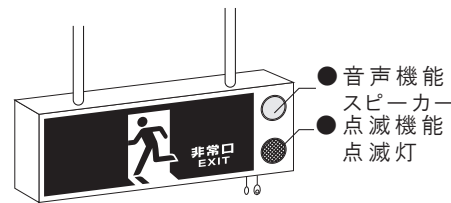
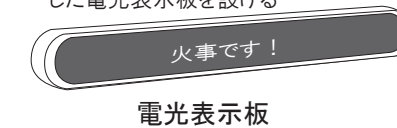


入口方向を示す案内

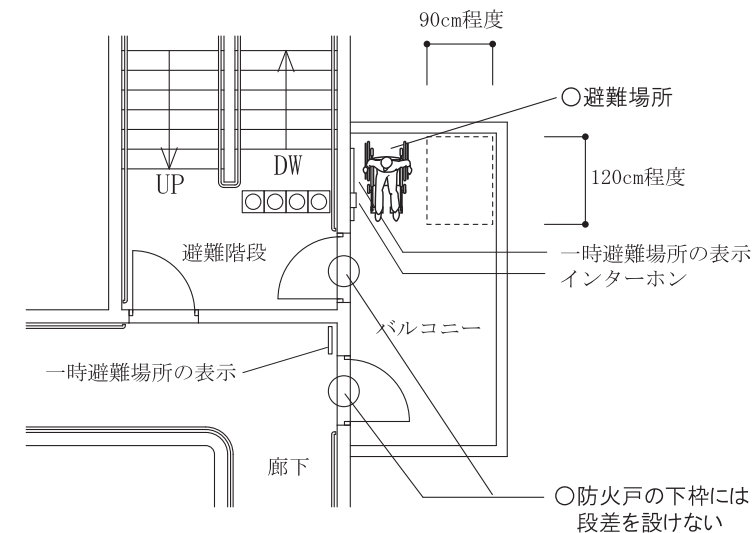
各種サイン



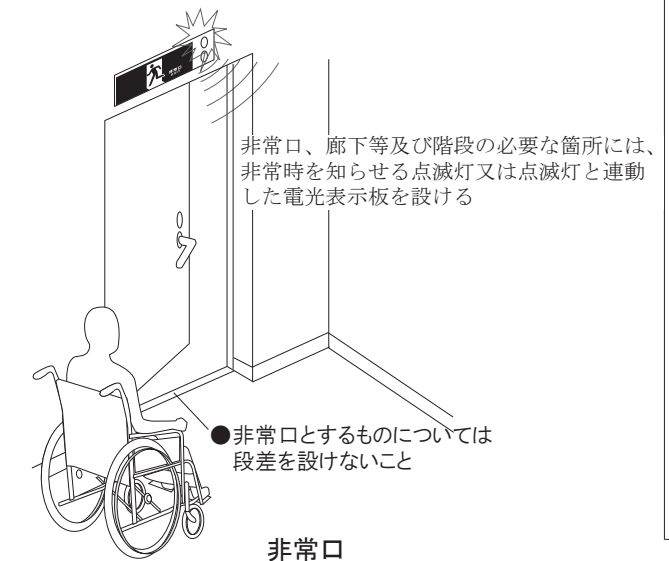
○非常口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板を設ける



総合案内板 (点字、音声案内、電光掲示板等)



車いす使用者の一時避難場所



非常口